個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿システム	
行政機関等の名称	軽井沢町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	選举管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人の範囲を確定するため、公職選挙法第19条の規定により調整するもので、投票時の対照並びに同法第28条の2及び第28条の3の規定による閲覧に利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5行政区、6宛名番号、7世帯番号、8登録日、9住民となった届出日、10表示(住所移転又は選挙権及び被選挙権の停止に関する情報)	
記録範囲	町内に住所を有する満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日又は転入届をした日から引き続き3か月以上町の住民基本台帳に記録されている者(町内に住所を有しなくなった日後4か月を経過しない者を含む。)	
記録情報の収集方法	住民基本台帳からの抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 選挙管理員会事務局 (所在地) 〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	・登録に関し不服があるときは、公職選挙法第24条第1項の規定により異議を申し出ることができる。 ・脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、公職選挙法第29条第2項の規定により調査の請求をすることができる。	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☑ 有 □ 無	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		